

件名:就学前施設 AED

令和7年12月4日

質 疑 回 答 書

担当課:幼児課

NO	質 疑	回 答
1	<p>遠隔監視システムが必要な場合は日本光電工業株式会社が提供するAEDリモート監視システムを利用して1日1回のAED自己診断結果の情報を弊社で受信し、消耗品の交換時期等を確認、異常がある場合はお客様ご指定の連絡先に弊社コールセンターから電話連絡によりご報告させていただき、AEDの異常内容をお客様にご確認頂く運用が必須であるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また設置場所の電波状況が悪い場合は、通信状況の改善する場所を検討し、それでも改善が難しい場合は、別途協議するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>AEDリモート監視システムに登録するなど、AED本体の状態、電極パッドの使用期限、バッテリの残量廃棄期限、保証期間、耐用期間、利用可能期限、設置環境温度等が確認ができ、AEDにトラブルがあった場合や、電極パッド・バッテリの使用期限前に、事前に指定したメールアドレスへ連絡を行う体制を整えてください。</p>
2	<p>「保証期間8年間(メーカー保証)」「保証期間内の消耗品～供給すること」とありますが、今回の応札金額に使用期限に伴う消耗品交換費用と、AED使用時に交換が必要な消耗品費用を含むと考えてよろしいでしょうか。また新しい消耗品は、AED設置先に送付する運用でよろしいでしょうか。</p> <p>保証についてもメーカーではなく当社にて行うことでよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、保証については仕様書のとおりです。</p>
3	<p>仕様書3 「AED用キャリングバッグ 設置管理タグ AED操作ガイド」とあります が、キャリングバッグはメーカー純正品とデザインは異なります が、機能は同じ(AED本体、予備電極パッド、レスキューキット収納) 弊社製のキャリングケースでもよろしいでしょうか。</p> <p>設置管理タグとAED操作ガイドは、弊社製のAED維持管理タグ、クイックガイド(簡易版の操作手順書)でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 設置管理タグについても、AEDの設置日、電極パッドの使用期限、バッテリ装着日及びバッテリの待機寿命の記載があれば、問題ございません。</p>

NO	質 疑	回 答
4	<p>「既設機器の撤去時においては、産業廃棄物管理表を発行し、それらにかかる費用も含むこと」とあります BUT、産廃法の下取り行為として産業廃棄物収集運搬業の許可なく引き取りが可能であると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>弊社は産業廃棄物処理業者ではないため、産業廃棄物処理にかかるマニフェストの写しの提出はできませんがよろしいでしょうか。</p> <p>多くの事業者が産業廃棄物処理業者の登録は行っていないものと思われます。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に記載のある下取り行為に該当するを考えますが、その他法令に従い、適切に処理してください。</p> <p>厚生労働省や各メーカーのホームページに記載がある通り、AEDについては産業廃棄物として廃棄する必要があることから、産業廃棄物管理票の写しや、処分時の引渡しの写真等、適切に廃棄したことがわかる書類を提出してください。</p>
5	<p>仕様書6「取り扱いについて説明を十分に行い」とありますが、AEDに付帯する簡易取扱説明書に胸骨圧迫・人工呼吸の手順が図示され、その他に取扱説明書を同梱しており、取扱説明のYouTube動画を用意しています。また、弊社コールセンター(24時間対応)へ連絡いただければ、質問や不明点に詳しくお応えする体制もございます。</p> <p>そのため、現地での説明対応は不要とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>もし、現地対応が必要である場合には、弊社社員がAED本体を展示し、取扱説明書を用いて、具体的にAED使用方法・心肺蘇生法を説明することよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書のとおりです。</p> <p>ただし、受注者として説明が不十分であると判断した場合は、現地での説明をお願いする場合があります。</p>
6	<p>「修理」とありますが、機器の異常が発生した場合は、弊社コールセンターに連絡いただくことで、状況を確認のうえ機器交換を行い、原状復帰します。そのため、修理業の許可は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>保証期間は納入完了日から起算して8年間とし、この期間納入業者の責任において故障、破損等の欠損を認めたときは、その修理等(部品代金を含む)を無償で行いその期間代替品を用意すること。】</p> <p>こちらの事項についてですが、ご施設様が原因となる故障についても対象となるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>職員が誤ってAEDを落下させてしまった等、明らかに施設側の過失であると認められる場合は、保証の対象外であると考えております。</p>

NO	質 疑	回 答
8	<p>仕様書内(3.仕様・性能等)内でIEC規格IP66と記載がございますが、IP55でも粉塵からの保護又は、いかなる方向から水の直接噴流を行っても有害な影響を受けることが無い規格とされております。</p> <p>また、救命活動時や移動の際に粉塵及び雨にさらされるリスクがあると思いますが、実際にAEDを使用時は、傷病者の体表が濡れていない状態にする必要があり、雨の当たらない場所で処置することになります。</p> <p>幼稚園・保育所・こども園でご使用または保管する際にはIP55の規格でも十分な防塵・防水性能と思われますので、IP55でも可としていただけないでしょうか。</p>	仕様書のとおりです。
9	<p>仕様書内(6.共通事項)内で「既設機器の撤去においては、産業廃棄物管理票を発行し、それらにかかる費用も含むこと」と、記載がありますが、産業廃棄物の扱いとなりますと産業廃棄物の運搬許可・廃棄許可を得た業者でなければ、対応ができないと認識しておりますが間違いございませんでしょうか。</p>	No.4のとおりです。
10	<p>仕様書内(6.共通事項)内で「既設機器の撤去においては、産業廃棄物管理票を発行し、それらにかかる費用も含むこと」と記載がありますが、産業廃棄物 収集運搬の許可を受けていないため、対応不可となります。産業廃棄物管理票の発行を免除若しくは、代替え方法のご相談は可能でしょうか。</p>	No.4のとおりです。
11	<p>仕様書内でIP66と記載がございますが、IP55でも粉塵や水からの保護や侵入を防ぐ規格とされております。実際にAEDをご使用時は傷病者の体表が雨などで濡れない場所で処置することになります。</p> <p>幼稚園等でご使用または保管する際にはIP55の規格でも十分な防塵・防水性能と思われますので、IP55でも可としていただけないでしょうか。</p>	No.8のとおりです。

NO	質 疑	回 答
12	<p>仕様書内(3.仕様・性能等)内でIEC規格IP66と記載がございますが、IP55でも粉塵からの保護又は、いかなる方向から水の直接噴流を行っても有害な影響を受けることが無い規格とされております。</p> <p>救命活動時や移動の際に粉塵及び雨にさらされるリスクがあると思いますが、実際にAEDを使用時は、傷病者の体表が濡れていないう状態にする必要があり、雨の当たらない場所で処置することになります。幼稚園・保育所・こども園でご使用または保管する際にはIP55の規格でも十分な防塵・防水性能と思われますので、IP55でも可としていただけないでしょうか。</p>	No.8のとおりです。
13	<p>仕様書内(6.共通事項)内で「既設機器の撤去においては、産業廃棄物管理票を発行し、それらにかかる費用も含むこと」と記載がございますが、弊社で産業廃棄物取扱資格をもっていない為、産業廃棄物の移動や廃棄に関して取り扱いが難しい状況にございます。</p> <p>この件に関して、どのようにお考えでしょうか。</p>	No.4のとおりです。